

平成 10 年度行政システム改革の取組状況 (概要)

15年4月

項目	内容 (・ ・ 当初 21 項目以外の新たな取組)	これまでの主な実施状況
1 事務事業 の見直し	(1)事務事業の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的関与の考え方判断基準に従い不要な事務事業を廃止 廃止が予定された 202 事業のうち、200 事業を廃止、2 事業を整理。【別紙 1】 整理済 ・ 依頼試験費（総合企画局） 12 年度に民間移譲可能な項目については、条例改正により廃止した。 ・ 県営松阪野球場管理費（教育委員会） 松阪県営野球場については、今後、大規模な改修は行わず、現況の管理システムで管理することとする。 ・ 継続する事業について、「見直し等」の要件に基づく改善等に向けた取り組みを実施。 【別紙 1 - 1】
	成果の確認と検証	14・15 年度当初予算編成にあたっては、「前年度事業の成果の確認と検証」を行い、成果志向・結果重視の予算編成を行った。
	(2)民間の自立自助	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年次計画に基づき着実に実施。 【別紙 2】 ・ 経済的規制 7 件（全 7 件廃止済） ・ 社会的規制 25 件（全 25 件緩和・撤廃済）
	住民の自立	10 年度、「みえパートナーシップ宣言」の発表。 13 年度、アスト津に「みえ県民交流センター」を開設し、青少年育成や国際交流の活動と併せて県民との交流・協働活動を充実（開設後 2 年連続して 10 万人以上の利用） また、同所へ「みえ市民活動ボランティアセンター」を移設。 14 年度は、みえ県民交流センター入居団体等が協働により 21 の事業を実施。
	(3)民営化・外部委託化	9 年度、県印刷事業廃止。
	外部委託化の推進 定型的業務 現業業務等	定型的業務は実施済。【別紙 3】 現業業務の実施状況。【別紙 4】 （10 年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 実習林管理業務の一部外部委託化。 （11 年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場管理業務の一部外部委託化。 （13 年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ 守衛業務・保清員業務の外部委託化。 ・ 本庁公用車運転業務の一元化 ・ 中勢水道事務所浄水場運転監視業務の一元化。 （14 年度） <ul style="list-style-type: none"> ・ ほ場管理業務・公共土木施設維持管理業務の一部外部委託化。 ・ ボイラー管理業務の外部委託化。 ・ 発電管理事務所運転監視業務の一元化。 ・ 検査助手業務の廃止。

項目	内容 (・・当初 21 項目以外の新たな取組)		これまでの主な実施状況
			<p>(15 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業大学校給食業務・配水管理センター運転監視業務の外部委託化。 ・県民局公用車運転業務の一元化。 <p>今後の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・制度上直営が義務付けられていない福祉医療施設の給食業務について、本年度中に効率的な体制を具体的に整理。 ・試験研究機関のほ場管理業務について、業務の見直し、一元管理等効率的な運営を行い、外部委託の拡大を図る。 ・家畜管理業務について、家畜頭羽数を漸次縮小することにより業務の縮減を図るとともに、畜産施設整備の検討と併せて外部委託を実施する。 ・実習林管理業務について、既に外部委託を行っているが、採種採穂園の管理業務も同様に外部委託の拡大を図る。 ・施設管理業務と用務員業務について、現員の退職後に業務の見直し等を実施する。 ・平成 16 年度から北勢水道事務所管内の水道、工業用水道の 6 浄水場運転監視業務について、北勢水道事務所からの遠方監視制御により一元化するとともに、その業務の外部委託を実施する。
		P F I 手法の導入	<p>12 年 7 月、一定金額以上の事業は、総合企画局と協議することをルール化。</p> <p>13 年度 1 件、14 年度 1 件導入可能性調査を実施。</p> <p>13 年度、導入マニュアルを作成。</p> <p>14 年度、算定マニュアルを作成。</p>
	(4) 市町村への権限移譲	事務移譲の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・予定された 10 件の権限移譲は 12 年度までに完了。 <p>(10 年度 6 件、11 年度 2 件、12 年度 2 件)</p>
		円滑な権限移譲の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・14 年 11 月に県に対してなされた「三重県の分権型社会の推進に関する提言」を受け、15 年 3 月に今後県が取り組むべき地方分権改革の基本方針として「三重県地方分権推進方針」を策定。
	(5) 事務処理方法の見直し	条例による公平の確保等	<ul style="list-style-type: none"> ・14 年度に行政手続法及び行政手続条例の対象処分の審査基準等について、ホームページで検索できるように整備。
		各部にまたがる類似の事業についての「業務取り決め書」による事業遂行	<ul style="list-style-type: none"> ・一定の成果を上げることができたことを受け、11 年度以降は部局全体の業務取り決めといえる「率先実行取組」等に対応。 <p>また、14 年度からは、政策推進システムにより対応。</p>
		「率先実行」取組の作成・実行・評価	<ul style="list-style-type: none"> ・11 年度から取組中。 ・15 年度は、マネージャー級以上は作成することとし、より実行性を高めるため、進捗管理時期を管理職の勤務評定期間（10 月、1 月、3 月）と合わせるなど全庁的な仕組みとしてさらなる浸透と定着化を図る。

項目	内容 (・・当初 21 項目以外の新たな取組)		これまでの主な実施状況
		申請手続きの改善等	・ 9 年度に、押印廃止 368 項目、添付書類の削減等 (160 項目) を実施。
		辞令の廃止	・ 10 年度に定期的人事異動、研修等の辞令を廃止。
		「役所ことば」の見直し	・ 庁内だけで通用する「役所ことば」を見直し、県民にわかりやすい表現に関係 3 9 条例・ 1 3 0 規則の改正を実施。(10 年度)
		1 所属 1 政策 1 事務改善の実施	・ 所属毎に、政策課題、事務改善課題への取組を実施。また、情報の共有化のため、そのデータベースを構築 (12 年 8 月) 現在は、行政経営品質向上活動の一環として事務改善に取り組んでいる。
	(6)事務事業評価システムの定着	バージョンアップ (政策推進システム)	・ 14 年 4 月に、「三重のくにづくり宣言」第二次実施計画の策定に合わせ、みえ政策評価システムを中核とした政策推進システムとなった。 ・ 14 年度は「三重のくにづくり白書」の公表、「三重のくにづくりトーク」の実施、県政運営戦略の策定、運用実態をふまえた庁内での意見交換などを行った。
	公共事業評価システムの構築		・ 公共事業評価システムを 13 年度から試行し、14 年度から次年度当初予算編成に際し導入。
	道路整備 10 箇年戦略の策定		・ 10 年 8 月に策定、公表。 現在、見直し作業中。 ・ 14 年 4 月 1 日時点の県管理道路の改良率 68.3%
	ファシリティーマネジメント (執務空間を最適な状態にするための取り組み) の推進		・ 12・13 年度に、本庁舎 4 階で、機の配置・通路・ロッカー等を統一するユニバーサル・オフィス改善を実施。 ・ 14 年 3 月、本庁舎の階層別最適配置計画、フロア内最適配置計画を策定。 ・ 14 年 4 月、組織改正とあわせて各部局のワンフロア化を実施。
	(7)マトリックス予算 (部別・課題別予算) の編成		・ 14 年度当初予算編成から、より政策・施策からの予算編成を重視し、施策別の財源配分を実施。
2 組織の見直し	(1)組織機構の改革	本庁機構の再編等	・ 14 年 4 月、「三重のくにづくり宣言」第二次実施計画の政策・事業体系を踏まえた組織編成を行った。(チーム制の導入、中間階層の廃止、行政課題に集中的に取り組むプロジェクトグループ等の設置)
		県民局の充実強化・組織の統合化	・ 10 年度、企画調整部を創設するとともに、本庁組織に対応した各所の再編と部制を導入。
	(2) 組織の運営方法の見直し	グループ制の導入	・ 10 年度、グループ制を導入。(14 年度、チーム制を導入)
		現行の総務部の権限縮小	・ 10 年度、組織・定数、人事及び予算に関する権限を縮小。 ・ 10 年度、県出資法人等に対する指導業務を各部局へ移管 ・ 14 年度、各部局へ、予算・組織・人事を包括的に配分。
		サポート型総務局	・ 各部局を支援するとともに庁内分権 (各部局の自主自立) を推進。

項目	内 容 (・・当初 21 項目以外の新たな取組)		これまでの主な実施状況												
		県民局長の総合調整権の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 年度、組織・定数、人事及び予算に関する権限の一部を県民局長へ付与。 ・ 11 年度、地域の総合行政の視点に立って推進するための予算を「地域予算」とし、県民局長が必要と判断したものについては知事に予算要求。 												
		S O H O (在宅勤務) の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9 年度、企業立地課東京都駐在を配置。 ・ 15 年度在宅勤務を中心とした身体障害者(非常勤)を 1 名採用。 												
		庶務経理事務の集中化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 年度、本庁各部の庶務事務の集中処理による効率化 ・ 10 年度、県民局各部の庶務・経理事務の集中処理による効率化 ・ 14 年度、チーム制導入により庶務経理事務を一元化。 												
		公共事業に係る技術管理等業務の一元化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 13 年度、知事部局及び企業庁の公共工事に共通して対応可能な「新公共工事設計積算システム」を稼働。 ・ 14 年度、三重県 C A L S 実証フィールド実験の開始。 ・ 15 年度、電子納品の一部本運用を開始。 												
		審議会等の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11 年度に「審議会等の設置・運営等に関する判断基準」を作成し、11 年度から見直しを実施。 <p>H11.3.31 現在 207 機関 H15.4.1 現在 91 機関</p>												
		女性委員の登用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 15 年 6 月時点の女性委員登用率 27.6% (H16 年度末目標 32%) 												
3 外郭団体の整理縮小	(1)外郭団体の見直し		<ul style="list-style-type: none"> ・ 外郭団体の存在意義、運営状況等を見直すことにより、必要性の低い団体の廃止や、類似目的の団体の統合により、外郭団体を整理再編。 <p>実施中【別紙 5】</p> <p>14 年度末</p> <table border="1" data-bbox="903 1361 1453 1509"> <tr> <td>整理縮小又は再編</td> <td>7 団体</td> <td>1 団体</td> </tr> <tr> <td>統合</td> <td>1 9 団体</td> <td>1 0 団体</td> </tr> <tr> <td>県関与の軽減</td> <td>4 団体</td> <td>2 団体</td> </tr> <tr> <td>業務内容の見直し</td> <td>2 9 団体</td> <td>2 9 団体</td> </tr> </table>	整理縮小又は再編	7 団体	1 団体	統合	1 9 団体	1 0 団体	県関与の軽減	4 団体	2 団体	業務内容の見直し	2 9 団体	2 9 団体
整理縮小又は再編	7 団体	1 団体													
統合	1 9 団体	1 0 団体													
県関与の軽減	4 団体	2 団体													
業務内容の見直し	2 9 団体	2 9 団体													
		新たな基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> 13 年 3 月、外郭団体改革 2001 基本方針を策定 14 年 3 月、外郭団体改革 2001 団体別改革行動計画を策定 15 年 1 月、三重県外郭団体改革方針を策定 												
	(2)県出資法人等に対する指導		<ul style="list-style-type: none"> 11 年 4 月、県出資比率 50%以上団体において、県と同程度の情報公開を実施 15 年 2 月、県出資比率 25%以上団体において、県と同程度の情報公開を実施。 												
4 定員及び給与	(1)定員管理の適正化		<p>実施中</p> <ul style="list-style-type: none"> 知事部局において、15 年度までに 342 人を削減。(16 年度目標約 400 人に対し、86%達成) 												
		企業庁	<ul style="list-style-type: none"> 15 年度までに 59 人を削減 (16 年度目標約 20 人に対し、295%達成) 												
		教育委員会事務局	<ul style="list-style-type: none"> 15 年度までに 14 人を削減 (16 年度目標約 20 人に対し、70%達成) 												

項目	内容 (・・当初 21 項目以外の新たな取組)		これまでの主な実施状況
	(2)能力・成績を反映した人事・給与システムの導入		12 年度、管理職員に新しい勤務評価制度を導入。 13 年度、管理職員を対象に自主降任制度を導入。 15 年度、複線型人事として専門監、スペシャリストコースを設置。
5 人材の育成・確保	(1)職員の育成	職員の研修予算の増額	三重県人材育成ビジョンに基づく、政策形成能力開発を重視した研修を実施。 (平成 14 年度の改正、重点的な取組み) ・経営型行政運営に関する理解を増進し、行政経営力を強化するため、「マネジメント研修」を新設。 ・県職員として必要な基本的・専門的な知識・能力・姿勢を修得する研修を「専門研修」と位置づけ、関係部局と連携して実施。 ・各部局の人材育成担当、オピニオンパネル、センター職員で構成する「人材育成推進会議」を発足し、人材育成に関する総合調整を行うとともに職員研修を全庁的に推進。 ・
		新しい職員研修体系の確立	
		派遣研修等の充実	
		オフサイトミーティング(気楽にまじめな話をする場)の実施・支援	14 年度、世話人養成講座、交流オフサイトミーティング、オフサイトミーティング活用講座などを実施。 また、オフサイトミーティング世話人派遣制度を創設。
(2)多様な人材の確保	(2)多様な人材の確保	民間企業等経験者の別枠採用試験	民間企業等職務経験者採用試験の実施(10 年度～) 平成 12 年度試験から、これまでの行政職に加え、技術系の職種を新たに募集。 平成 10 年度試験(平成 11 年 4 月 3 名採用) 平成 11 年度試験(平成 12 年 4 月 3 名採用) 平成 12 年度試験(平成 13 年 4 月 10 名採用) 平成 13 年度試験(平成 14 年 4 月 8 名採用) 平成 14 年度試験(平成 15 年 4 月 12 名採用)
		中級試験行政職と上級試験行政職の統合	10 年度、A 試験行政職として統合実施。
		職種区分の見直し	職員の流動化を図るため、採用試験の職種区分の見直しを実施。(10 年度～)
6 行政サービスの向上	(1)県民へのサービスの内容等の公表	「県民の皆さんへ」	公表した「県民の皆さんへ」に基づき、個別の行政サービスについての指針を策定・公表 (H10 13 機関、H11 7 機関、H12 8 機関、H13 5 機関) 計 33 機関で公表。
	ISO9000シリーズ認証取得		14 年度末において、10 機関で導入。 (14 年度認証登録：中央児童相談所、総務局税務政策チーム・四日市県税事務所・津総合県税事務所)

項目	内容 (・・当初 21 項目以外の新たな取組)	これまでの主な実施状況								
	ベンチマーキング (業種を問わず優れた仕事のやり方を学び・分析し、最良の手法を実現する) の実施	14 年度、61 テーマを実施。 平成 14 年度のベンチマーキングの特徴 メンバー構成がより組織横断的になり、また内容自体もベンチマーキング本来の目的である、プロセスレベル (業務の流れ) の改善取組となっている。								
	行政経営品質向上活動	12 年度から部局間相互評価 (自己評価) を実施。 各部局での推進者としての評価者の養成及び活用。								
	(2) 行政情報化の推進	14 年度、行政文書の收受から起案、決裁、保存、情報公開を経て廃棄に至るまでのライフサイクル全般を電子化する総合文書管理システムを整備。 また、申請・届出等手続き約 50 件について、電子申請パイロットシステムを開発した。								
7 公正の確保と透明性の向上	(1) 情報公開の推進	12 年 4 月、情報公開条例の改正 13 年 3 月、情報提供施策の推進に関する要綱及び県民の意見を反映させる手続きに関する指針 (パブリックコメント制度) の制定 14 年 3 月、個人情報保護条例の制定及び施行 15 年 2 月、県出資比率 25% 以上団体において、県と同程度の情報公開を実施。								
	(2) 広報・広聴機能の充実・強化	出前トーク、出前講演を継続して実施。 13 年 6 月、県民の声データベースシステムを稼働させ、さらに 14 年 12 月からは、寄せられた「県民の声」をホームページ上の「県民の声コーナー」で可能な限り公表。 14 年 5 月から、インターネットを活用した「三重県民 e-デモクラシー (e-デモ会議室)」を設置・運営し、生活者を中心にした意見交換や議論の場の提供等に努めている。また、15 年 3 月から青少年を対象とした「e-デモ・ジュニア会議室」を稼働。								
	(3) 監査、検査システム等の見直し	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="568 1391 863 1648">監査方法の改善</td> <td data-bbox="863 1391 1511 1648">14 年度、行政監査として「三重のくにつくり宣言」の施策を、事業妥当性、有効性等 7 つの項目を設けて 5 段階評価する行政評価を実施。 14 年度、監査結果に対する各部局の措置状況について、監査委員の評価をつけて公表。 14 年度、住民監査請求の請求人陳述・部局陳述に相互立会制を導入。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1648 863 1720">出納検査の改善</td> <td data-bbox="863 1648 1511 1720">会計実地検査員研修会、出納員・会計職員研修会を継続して実施。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1720 863 1792">工事検査方法の改善</td> <td data-bbox="863 1720 1511 1792">10～12 年度にかけて、知事部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会の検査部門を一元化。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 1792 863 2163">外部監査制度の導入</td> <td data-bbox="863 1792 1511 2163">三重県外部監査契約に基づく監査に関する条例を制定 (10 年 12 月 24 日公布) し、11 年度から実施。 14 年度包括外部監査について 監査テーマ ・ 補助金等に関する事務の執行 ・ 下水道施策に関する財務事務及び下水道公社の事務の執行 ・ 水産振興事業団の事務の執行</td> </tr> </table>	監査方法の改善	14 年度、行政監査として「三重のくにつくり宣言」の施策を、事業妥当性、有効性等 7 つの項目を設けて 5 段階評価する行政評価を実施。 14 年度、監査結果に対する各部局の措置状況について、監査委員の評価をつけて公表。 14 年度、住民監査請求の請求人陳述・部局陳述に相互立会制を導入。	出納検査の改善	会計実地検査員研修会、出納員・会計職員研修会を継続して実施。	工事検査方法の改善	10～12 年度にかけて、知事部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会の検査部門を一元化。	外部監査制度の導入	三重県外部監査契約に基づく監査に関する条例を制定 (10 年 12 月 24 日公布) し、11 年度から実施。 14 年度包括外部監査について 監査テーマ ・ 補助金等に関する事務の執行 ・ 下水道施策に関する財務事務及び下水道公社の事務の執行 ・ 水産振興事業団の事務の執行
監査方法の改善	14 年度、行政監査として「三重のくにつくり宣言」の施策を、事業妥当性、有効性等 7 つの項目を設けて 5 段階評価する行政評価を実施。 14 年度、監査結果に対する各部局の措置状況について、監査委員の評価をつけて公表。 14 年度、住民監査請求の請求人陳述・部局陳述に相互立会制を導入。									
出納検査の改善	会計実地検査員研修会、出納員・会計職員研修会を継続して実施。									
工事検査方法の改善	10～12 年度にかけて、知事部局、企業庁、病院事業庁、教育委員会の検査部門を一元化。									
外部監査制度の導入	三重県外部監査契約に基づく監査に関する条例を制定 (10 年 12 月 24 日公布) し、11 年度から実施。 14 年度包括外部監査について 監査テーマ ・ 補助金等に関する事務の執行 ・ 下水道施策に関する財務事務及び下水道公社の事務の執行 ・ 水産振興事業団の事務の執行									

項目	内容 (・・当初 21 項目以外の新たな取組)	これまでの主な実施状況
8 経費の削減合理化等財政の健全化	(1)中長期的な財政見通しの公表	14 年 3 月、16 年度までの中期財政見通しを、「三重のくまなくづくり宣言」第二次実施計画で公表。
	(2)補助金及び委託費の交付等における競争原理の導入	コンペ方式等の採用による競争原理の導入(10 年度～) H14 年度 1 事業 (教育委員会：地域活動支援事業費) を実施。
	(3)予算節約の奨励	10 年度から実施。 平成 15 年度事業：(全体の包括的財源として) 5 8 2 百万円余
	(4)発生主義会計の導入	10 年 3 月に公表。 他県との比較ができる統一基準作成のため、調査研究を実施するとともに、県有施設の有効活用の調査・検討の一環として大規模施設のバランスシート・収支計算書を作成。
9 「八コ物」建設の抑制		11 年度、「建設抑制期間終了後の県有建築物の整備のあり方」を策定。
10 公共工事のコスト削減		コスト縮減入力集計システムの開発 (10 年 11 月) 14 年度、168 億円余 (17.8%) を縮減。
11 地方分権の推進	(1)地方分権推進委員会勧告の尊重	12 年 4 月の地方分権一括法の施行に伴う条例の改廃等は一定の整備を終える。 13 年度、市町村に対し、分権一括法後の新たな視点での改善必要項目の掘り起こしを行うため、国・県等の事務事業に関する事務改善調査を実施。
	(2)自主的な財政運営の確保	14 年 3 月、「三重県地方税財政制度あり方研究会報告提言書」をまとめる。 「地方税財政制度等検討会議」等により自動車税の車検時徴収制度など税財政制度の研究を実施。
	(3)広域行政の推進	10 年度、11 年度で県内に 10 の広域連合 (介護保険・し尿処理) が設置され、その円滑な運営が図られるよう支援を実施。